

全農薬通報

№ 322

令和2年2月29日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植防関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・農薬工業会賀詞交換会
- ・日本植物防疫協会 シンポジウム
- ・農薬工業会と安全協との情報交換会
- ・全肥商連・全複工新年賀詞交換会
- ・第94回植物防疫研修会
- ・全農薬地区会議

◎行政からのお知らせ

- ・新型コロナウイルスの感染対策基本方針(2.25)

◎全農薬ひろば

- ・オカメザクラ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和2年（2020年）

4月16日（木）11:00～17:00	第294回理事会（執行部協議会、各委員会）
7月14日（火）13:00～16:30	農薬シンポジウム in 大分（大分県）
7月22日（水）13:00～16:30	農薬シンポジウム in 山形（山形県）
7月30日（木）11:00～16:30	安全協常任幹事会
9月17日（木）11:00～17:00	第295回理事会（執行部協議会、各委員会）
10月21日（水）～23日（金）	農薬安全コンサルタント・リーダー研修会
10月22日（木）13:00～15:00	監査会
11月17日（火）15:00～17:00	第296回理事会
11月18日（水）10:00～19:30	第55回通常総会・第43回安全協全国集会 情報交換会
11月18日（水）	第297回理事会
12月 9日（水）13:00～17:00	第298回理事会（執行部協議会）
12月10日（木）11:00～12:00	全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

（一社）日本植物防疫協会

5月27日（水）理事会

6月12日（金）総会

（一社）農林水産航空協会

5月21日（木）理事会

6月11日（木）総会

農薬工業会

5月20日（水）通常総会・講演会

11月11日（水）虫供養

（公社）緑の安全推進協会

5月21日（木）理事会

6月16日（火）通常総会

（一財）残留農薬研究所

5月26日（火）理事会

6月16日（火）評議員会・理事会

（公財）報農会

9月24日（木）シンポジウム

組合からのお知らせ

1. 令和2年度農薬工業会賀詞交歓会

日 時：令和2年1月7日（月）12:30～14:30

場 所：経団連会館2階「経団連ホール」

出席者：大森理事長、事務局（伊藤参事、宮坂技術顧問）

● 令和2年農薬工業会賀詞交歓会小池会長挨拶



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、ご家族ともどもお健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

世界の農薬業界は、2018年は5.6%の増加、2019年も上昇傾向が見込まれています。背景には、南米農薬市場の復活に加えてアジアの伸びが要因とされています。一方、国内に目を向けますと、昨年の水稻の作況指数は、全国平均99と「平年並み」となりました

が、地域によっては7月上中旬の低温・日照不足、あるいはウンカ等病害虫の影響により平年を下回る場所もありました。このような状況で、農薬総出荷額は水稻及び果樹分野が減少しましたが、野菜畑作分野及びその他使用分野の除草剤の伸びにより前年比微増の100.9%となりました。昨年10月には、相次ぐ台風の災害により甚大な被害が各地で発生しました。各地で復旧に向けた取り組みが鋭意続けられておりますが、一刻も早く復旧され、営農が再開されますことを心よりお祈り申し上げます。

農薬行政では、一昨年の農薬取締法の改正により、2021年4月からいよいよ再評価制度が開始されます。また、2020年4月から農薬の安全性に関する審査の充実として新しい影響評価法が採用されます。農薬使用者及び蜜蜂に対する影響評価では、新評価法により、農業現場に提供される農薬にどのような影響がでるかは不透明なところがあります。農薬工業会といたしましては、関係府省と引き続き意見交換を行い、農薬の安全性を一層確保することを前提に、防除に有効な農薬が農家に適切に提供されるための取組を進めていく所存です。

さて、世界人口は今後も増加すると推計されており、グローバルに食料需要の拡大傾向が続いています。一方、耕作地面積は、ここ数十年ほとんど増加しておらず、新技術の導入、優良な種子、かんがい設備の充実、肥料・農薬の適切な使用により、農業の生産性、すなわち単位面積当たりの収量を上げることで食料需要を支えています。国連食糧農業機関FAO（エフ・エー・オー）は、このほど「国際植物防疫年2020」の開始を宣言しました。世界を見れば、食用作物の最大40%が植物病害虫によって失われ、何百万人もの人々が飢餓に直面しているため、植物防疫を促進するための政策と行動を行うことを呼びかけています。

一方、日本では、食料の国内需要は減少が進み、国内農業の持続的発展に向け、世界需要

も視野に入れた農業生産への移行が目標とされています。そのような国内外の食料需給状況のなかで、日本では、農業経営体数の減少、後継者不足、さらには耕作放棄地の拡大が懸念され、農業生産基盤の弱体化への対策が喫緊の課題となってきました。昨年12月に、政府は、農業生産基盤プログラムを決定しました。プログラムは11本の柱で構成されており、より一層の輸出拡大、スマート農業の現場実装、中山間地域の基盤整備と活性化などがポイントとして挙げられています。このプログラムが成果に結びつき、懸念事項が解決されることを期待しています。

このような背景のもと、当会では、農薬業界として日本の農業に貢献できることは何かを考え、2013年に「JCPA VISION 2025」を策定しました。その後、2015年国連で採択された「持続可能な開発目標 SDGs」とも関連づけてビジョン活動を推進しています。ここで、その中の二つについて紹介いたします。

一つ目はハード面の支援として、国内農産物の安定生産に寄与できる農薬を今後も提供していくことです。これまでも、農業生産性の向上のために、除草作業の大幅軽減を実現した除草剤、低毒性薬剤、また、航空散布に対応した薬剤や水稻の育苗箱施用剤など、機械化、省力化技術で貢献してきました。直近では、新たな技術革新で期待が高まるスマート農業を重点課題と捉え、安全優先の視点を忘れずドローン散布に対応した新規薬剤の開発、さらには現場ニーズに応えた製剤や散布技術の開発などに取組んでまいります。

二つ目はソフト面の支援として、生産基盤を支える後継者となる方々に、食料生産の重要性和農薬の適正使用などの正しい知識を提供していくことです。当会ホームページを充実し、農薬を使用する方々への情報として「農薬の正しい使い方」や「食料生産の重要性和農薬の役割」の動画を閲覧できるようにし、要望があればDVDを提供しています。新規就農者向けの研修会等で利用されていると聞いています。その他、農薬の安全性や適正使用などに関する講師派遣事業、直売所生産者向けのセミナー開催、さらには2019年度から当会支部会員が都道府県のJA巡回を行い、直接面談方式で先に紹介した動画や農薬安全使用リーフレットなどを説明し、農家の方々への啓発活動に役立ていただけるように取り組んでいます。その他にも、作物保護技術のイノベーションとして、農薬開発、生物農薬、製剤、診断アプリなどの動画を閲覧できるようにしていますので、当会ホームページを是非ご覧ください。これらの当会活動により、農業に従事する方々が魅力を感じて農業の将来への希望を持っていただければ幸いです。

最後になりましたが、本日まで参加いただきました各団体、会員各社の益々のご発展と、ここにご列席の皆様方のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げますとともに、新しい年が明るく充実した年となりますよう祈念いたし、新年の挨拶とさせていただきます。有難うございました。

来賓あいさつ

農林水産省消費安全局の新井ゆたか局長が来賓を代表して挨拶。今年は国連食糧農業機関FAOが定めた「国際植物防疫年2020」に当たることを踏まえ、増え続ける世界の人口を

支えるため、農業生産の効率化における農薬使用の重要性に言及した。農薬工業会に対しては「農薬に関する制度、正しい使い方を知ってもらう努力をこれからもお願いしたい」と注文。また、農薬の再評価制度についても「多くの方々が安心して農薬を使い、安心して農産物を食べていただくための大きな一歩。そういう観点から、農水省としても農薬の安全性と使用方法について一層注力していきたい」と語った。

乾杯の音頭



乾杯の発声を務めたたけのこ副会長（シンジェンタジャパン社長）は、昨年話題になったラグビーW杯での日本代表の活躍にちなみ、「ワンチーム」で日本の農産物を世界に発信していくことの重要性を指摘。「農薬業界が農業に貢献するには、これまでも新しいユニークな農薬を世界トップレベルで創出してきた日本ならではのイノベーションを創出し続けることが一番の使命」と前説し乾杯した。

2. (一社) 日本植物防疫協会主催シンポジウム「病虫害被害の近未来を考える」

日 時：令和2年1月20日（月）13:00～17:30

場 所：日本教育会館「一ツ橋ホール」

主 催：一般社団法人 日本植物防疫協会（日植防）

参加者：伊藤参事、宮坂技術顧問



日植防協会は、令和2年1月20日、都内千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールで、恒例

となったシンポジウム「病害虫被害の近未来を考える」を開催し、国・都道府県・関係団体・農薬メーカー等、約 500 名が参加した。

開会挨拶で早川康弘理事長が登壇し、次のように挨拶された。

早川康弘理事長挨拶



シンポジウム開会にあたり、ご挨拶申し上げます。昨年は平成から令和に改元された記念すべき年でしたが、残念ながら例年以上に台風等の自然災害が相次ぎ、各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。そのような状況においても協会の主要な業務はほとんど影響を受けることなく実施できました。あらためまして本日お集まりの皆様をはじめとした関係者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

このような近年頻発している自然災害の多くは、気候変動に起因するものでないかといわれております。地球規模の気候変動はかねてから指摘されてきたところですが、ここ数年の状況については誰もが異常であると感じているのではないのでしょうか。植物防疫の世界でも、近年次々と新たな病害虫が問題化しており、その要因は様々ですが、このような気候変動とも無縁とはいえないと思っております。

本日のシンポジウム「病害虫被害の近未来を考える」は、このような状況を踏まえ、気候変動による影響がこれまで以上に顕在化するであろう今後において、病害虫の発生と被害はどうなっていくのか、それらにどのように備えていくべきなのかを考えてみよう、というねらいで企画しました。予想以上に関心が高く、全国から 530 名を超えるご参加をいただきました。あらためまして御礼申し上げます。

さて、本日のシンポジウムでは 4 人の講師から話題提供をいただきます。

(1) まず、気象庁異常気象情報センターの高槻靖（たかつきやすし）さんから「近年の異常気象の実態と予測されている変化」と題し、気象学の専門家のお立場から①異常気象の定義、②近年の実態、③地球温暖化との関係、④将来の予測、について、膨大な観測データを踏まえてご解説いただきます。

(2) 2 題目は、農研機構農業環境変動研究センターの山村光司（やまむらこうじ）さんから「気候変動が我が国の病害虫発生様相にどのような影響を及ぼすか」と題し、地球温暖化による病害虫発生への影響を統計学を用いて予測する研究の現状、についてご解説いただきます。

(3) 3 題目は、植物防疫行政を統括する立場にある農林水産省植物防疫課の古畑徹（ふるはたとおる）さんから「近年我が国で新たに発生が確認された病害虫と今後警戒すべき病害虫」と題し、①近年注目の病害虫発生事例、②侵入病害虫への対応、③今後海外からの侵入を警戒する主な病害虫、についてご解説いただきます。

(4) 4 題目は、農研機構九州沖縄農研センターの秋月岳（あきづきがく）さんから、「ツマジロクサヨトウの日本への侵入状況と生態の概要」と題し、我が国で問題化しているホットな病害虫の例として、昨年 7 月に侵入が確認されたツマジロクサヨトウをとりあげ、侵入状況と生態について研究の現場からご解説いただきます。

シンポジウムの最後には総合討論を予定しております。この中で、今後 10 年程度の近未来における病害虫発生がどうなっていくのか、それらにどう備えていくべきなのかを議論していきたいと思っております。

折しも、本年 2020 年は国連が定めた国際植物防疫年に当たります。植防防疫の重要性について世界全体で意識を高めようという年です。これまで以上に病害虫リスクが高まるであろう将来に備えるため、現状と課題の認識を広く共有することをねらいとした本日のシンポジウムが、その一助ともなることを祈念し、開会の挨拶とします。

講演概要



気象庁 異常気象情報センターの高槻 靖氏が、近年の異常気象の実態と予測されている変化」の題で、「世界規模では年平均気温が工業化以前より 1℃上昇しており、気温上昇の割合は海上よりも陸上が大きく、特に、北半球の高緯度の地域で顕著となっている。我が国では、世界の平均気温の長期変化の割合よりも大きく（1.2℃/100 年）、年変動も世界平均よりも大きい。猛暑日日数、熱帯夜日数も増加する一方、冬日の日数は減少、年降水量について大きな変化はないが、大雨の発生回数が増加している。これらの気候変動に

は、人間活動の影響が主な要因である可能性が高く、このまま温室ガスの排出が継続すれば、平均気温の上昇、猛暑日日数、熱帯夜日数の増加、大雨による自然災害のリスクが増大、無降水日数の増加などが予想される。と講演。



農研機構 農業環境変動研究センターの山村光司氏は、「気候変動が我が国の病害虫発生様相にどのような影響を及ぼすか」の題で、「気温上昇による害虫発生への影響を考えると、分布北限の拡大、発生時期の早期化、年間発生世代数の増加、越冬時の生存率が増加し、最終的に個体数が増加することが考えられる。しかし、単に気温上昇のみで統計モデル解析を行っても、実場面とは異なることが多い。例えばイネ縞葉枯病の発生状況を予測する場合、ヒメトビウンカの発生時期の早期化、年間世代数の増加のみならずイネのイネ縞葉枯病感受期の両方を考慮する必要があり、

また、イネの田植え時期も考慮する必要がある。世代数のみを考慮すると、2060 年には、東北・北陸地方でもイネ縞葉枯病が発生しやすく、北海道では発生しなくなる可能性

があるが、田植え時期を早期化すると現在と同じ被害分布に、晩期化するとほぼ全国が被害地帯となる。世代数増加を考えて予測する場合には、植物－昆虫の関係だけではなく、昆虫－天敵など複数種を考慮する必要がある。減収率を予測する場合は、減収率はほぼ個体数に比例する。気候変動が害虫の発生様相に与える影響を予測する際、積算温度則の利用が便利であるが、同時性の予測、複数種の相互作用、時代成分を除去し見せかけの回帰を回避する必要がある。」と講演。



農林水産省植物防疫課の古畑 徹氏は、近年我が国で新たに発生が確認された病害虫と今後警戒すべき病害虫」の題で、「2016年に佐賀県を中心に近畿から九州地域で発生したタマネギベと病、2018年青森県を中心に東北地域で発生した DMI 剤耐性菌出現によるリンゴ黒星病、2019年に九州を中心に中国、近畿・東海地域まで発生したトビイロウンカ、2019年に沖縄・鹿児島・宮崎県で発生が確認されたサツマイモ基腐病、2019年中国から飛来したと思われる九州をはじめ多くの県で発生が確認されたツマジロクサヨトウが近年注目される病害虫発生の事例であり、

発生の原因究明、防除マニュアル作成などの防除対策を実施してきた。侵入病害虫では、ミカンコミバエ種群、ジャガイモシロシストセンチュウ、テンサイシストセンチュウに対し緊急防除を行い、今後も海外からの病害虫の侵入を警戒するとともに、越境性植物病害虫の研究連携に関する国際ワークショップを開催し情報交換を実施している。今後、従来の発生予察、防除対策の検証を実施し、国・都道府県・関係団体・農薬メーカー等の連携、気象庁など植物防疫関係業界のみならず広いネットワークで、臨機応変な対応ができるようにしたい。」と講演された。



農研機構九州沖縄農業研究センターの秋月 岳氏が、「ツマジロクサヨトウの日本への侵入状況と生態の概要」の題で、「南北アメリカの熱帯・亜熱帯地域でトウモロコシ、米、サトウキビ等80以上もの作物を加害するツマジロクサヨトウが、2019年7月に鹿児島県で確認され、それ以降、青森から沖縄県まで発生が確認された。アメリカのカリブ海地域での個体群では、26.8℃、14L10Dの飼育条件で、雌成虫の寿命は12.8～18.5日、卵塊で産卵し生涯産卵数は平均1500個、6齢を経て蛹化、25℃では卵期間が2日、幼虫期間が14日、蛹期間は8日と報告さ

れている。成虫での種の判別は難しいが、幼虫では、頭部に黄色のY字模様、腹部末端に4つの黒色斑があることで容易に識別できる。卵塊で産卵された卵は、ふ化後初期は集団で食害するが直ぐに分散し、トウモロコシの新芽を中心に加害する。成虫の飛翔能力は極めて高く、1日で100km、産卵開始前までに500km以上移動した報告もある。2016年はじめに中央・西アフリカで確認された後、2018年にはアフリカ全土、インド・

イエメンに侵入、2019 年には中国、東南アジア、東アジアに侵入した。日本では、トウモロコシ、サトウキビで被害が確認されている。海外では、エマメクチン安息香酸、クロルフェナピル、合成ピレスロイド、ネオニコチノイド、ジアミド等が防除に使用されているが、日本では登録農薬が少ないため今後の登録を期待している。

中国で越冬している可能性も高く、沖縄県でも越冬できることから、今後の発生を注視し、防除対策を進めるために研究を進めていきたい。と講演された。

総合討論



最後の総合討論では、協会の技術顧問である野田隆志氏、門田育生氏の進行で、温暖化を含む気候変動の将来予測とそれに伴う諸問題と、海外での病虫害の分布拡大や交易の増加による新規侵入病虫害の発生リスク増大のふたつのテーマで議論が行われました。農作物を安定的に生産、有効な病虫害防除を実施するための正確な気象情報の重要性とともに、今後ますます病虫害発生リスクが高まる中で、より効率的な発生予察の展開、国・都道府県・関係団体・農薬メーカー等の連携の重要性を確認して、総合討論を終了。

3. 農薬工業会との情報交換会

日 時：令和2年1月22日（水）16:00～17:30

場 所：全国農薬協同組合会議室

出席者：農薬工業会（8名）（小池会長、本田副会長、辻川副会長、的場副会長、中島運営委員長、阪本専務理事、廣岡事務局長、小川業務部長）

全国農薬協同組合（7名）（大森理事長、栗原副理事長、橋爪教育安全委員長、木幡経済活動委員長、堅田IT・広報副委員長、伊藤参事、宮坂技術顧問）

「挨拶」農薬工業会（小池会長）全農薬（大森理事長）

「協議事項」

1. 2019年度事業報告及び2020年度事業計画

- (1) 農薬工業会
- (2) 全国農薬協同組合
- (3) 新年度の取り組みに関する意見交換
- 2. 農薬業界を取りまく状況について情報の共有化
 - (1) 農薬工業会からの情報発信
 - (2) その他
- 3. 懇談会
- 1) 令和元年度活動報告
 - ① 農薬工業会支部と安全協支部との情報交換会、研修会
 - ② 広報活動報告
 - ・ 全国農薬協同組合
 - ・ 農薬工業会
- 2) 令和2年度活動計画
 - ① 全国農薬協同組合
 - ② 農薬工業会
 - ③ 令和元年度の取組みに関する意見交換



●挨拶する農薬工業会小池会長と工業会の皆さん ●挨拶する全農薬の大森理事長
農薬工業会からの情報発信について、熱の入った説明をする農薬工業会廣岡事務局長

4. 全国複合肥料工業会共催 特別講演会・新年賀詞交歓会

日 時：令和2年1月22日（火）15：00～18：30

場 所：東京ガーデンパレス

出席者：伊藤参事、宮坂技術顧問

特別講演会 演題「日本のこれから」

講師：江藤 拓 氏（農林水産大臣）



江藤農林水産大臣は講演で、経済、防衛など幅広い分野について日本の直面する課題に対する意見を述べられた。また、地元宮崎県の農林水産業の思い出、日本農業の将来性と思い入れ及び農政への意気込みを、熱く語って頂いた。

特に、農業については「日本の農業は 98%が零細な農家によって支えられている。大規模農家を伸ばすのも重要なことだが、農業の基盤全体を下から底上げするような政治を行わなければ地域を守ることはできないこと指摘。そうした施策の例として、令和元年度補正予算で行う酪農畜産の増頭・増産対策について、小規模農家には厚く、大規模農家には薄く支援することになっていると説明した。また、「現在新たな担い手を作る努力が続けているが、せっかく新しい担い手が生まれても就農した土地の生産性が低ければ流した汗の甲斐がない。皆様にも農家の生産性が上がるようご努力をお願いしたい」と講演された。肥料については、日本のように縦に長く土壌条件も地域によって異なり、気候も違うという状況にあってはきめ細やかな肥料の提供もあって然るべきとの考えを述べられた。



また、農林水産省消費・安全局の新井ゆたか局長からは、農業を取り巻く情勢の変化・肥料取締法の改正など新たな施策についての考えをご講演頂いた。

その後の賀詞交歓会では、全肥商連の山森会長が挨拶。また、来賓として江藤大臣、斎藤健前農水大臣、衆議院議員・石破茂氏、同・宮路拓馬氏、農水省生産局の水田正和局長がそれぞれ挨拶した。



前農水大臣 斎藤 健 先生



衆議院議員 石破 茂先生



同 宮路拓馬 先生

5. 第94回植物防疫研修会

日 時：1月27日(月)～31日(金)

場 所：(一社)日本植物防疫協会会議室

※全農薬からの研修生：27名

主催者あいさつ ((一社)日本植物防疫協会早川泰弘理事長)



本日は、日本植物防疫協会主催の第94回植物防疫研修会にご参加いただき、感謝申し上げます。

この研修会は1974年(昭和49年)から開講しているもので、これまでの受講者の累計は5,980名となっています。開講当初は、全国農薬協同組合関係者を対象としていましたが、1983年からは農薬工業会の関係者(農薬メーカー)も受講対象とし、さらに2009年からは、両団体関係者以外の植物防疫関係者の方々にも受講いただけるようにしました。

そのカリキュラムとしては、病虫害・雑草とその防除、農薬に関する基礎的な内容に加え、農薬の散布技術や農薬取締法をはじめとした関係法令など植物防疫の幅広い分野を対象としたものになっています。そして、最大の特徴は、5日間で18科目に及ぶ講義を系統立てて理解しやすいように組み立て、その説明をそれぞれの分野の第一線でご活躍されている専門の先生方にご担当いただく等充実したものになっているということです。しかしながら、植物防疫を構成する専門分野は、そのひとつずつが大きな学問分野であり、今回の講義を通じて学べることはもちろん限られていますので、これらをきっかけとして、今後日常のお仕事をする中でさらに勉強を深めていただければと思います。例えば、研修終了後現場に戻られてからいろいろ疑問が湧いたときには、まずはご自分で今回の研修を思い出し講義資料で調べてみる、そしてそれでもよくわからなかったときには、今回の研修の講師の



先生方に連絡を取りお尋ねしてください。講師の先生方とのそのような関係構築もこの研修の重要なねらいと思っています。さらに、本日も集まりの皆さんは、多くがお互いに初対面の方であろうと思いますが、5日間という研修期間を通じて、受講者同士のネットワークづくりも講師の先生方との関係構築と同様に重要と思っています。明日は懇親会も

予定しておりますので、是非大いに他分野・異分野交流を深めていただければと思います。最後になりますが、5日間、朝から夕方までの連続した座学は、営業、研究等の現場で飛び

回っている皆様にとっては決して楽なものではないと思います。しかしながら、逆にまとまった時間を勉強に集中できる機会であると前向きにとらえ、皆様方お一人お一人にとって有意義なものに是非していただきたいと思います。そのことを祈念し、開講の挨拶とします。

最終日での試験では、残念ながら全農薬からの2名が追試となった。また、追試のレポート内容も評価が低かった。今後、講義資料を読み返し、一層の勉強を望む。

6. 令和2年全農薬地区会議の実施について



全国農薬協同組合（全農薬）では、地区会議の開催について、全農薬定款と規約で地区会議の開催について定めている。全農薬定款51条では、「事業の執行の円滑化を図るため、都道府県ごとに支部を、特定の区域に地方区を置くことができ、支部及び地区に関する事項は、規約で定める。」とされており、全農薬規約においては、地方区（地区）として9地区（北海道、東北、関東、甲信越、東海・

北陸、近畿、中国・四国、九州）を定めている。

全農薬地区会議の開催は全農薬設立初年度、昭和40年11月4日に第1回支部長会議を開催して以来、全農薬執行部、地区担当理事と各地区の組合員との意見交換や、全農薬に対する要望等を聴く機会として地区会議と称し、これを毎年開催している。

本年度も2月4日の北陸地区をスタートに2月21日の九州地区の最終まで精力的に実施した。

《地区会議の開催年月日と開催場所》

地 区	日 時	場 所	執行部出席者
北陸	令和2年2月4日(火)	石川農業共済会館	栗原副理事長
中国・四国	令和2年2月5日(水)	メルパルク岡山	大森理事長
近畿	令和2年2月6日(木)	大阪ガーデンパレス	大森理事長
東海	令和2年2月7日(金)	メルパルク名古屋	大森理事長
関東・甲信越	令和2年2月12日(水)	東京ガーデンパレス	栗原副理事長
東北	令和2年2月13日(木)	ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウィング	栗原副理事長
北海道	令和2年2月20日(木)	札幌商工会議所	大森理事長
九州	令和2年2月21日(金)	熊本空港ホテルエミナース	栗原副理事長

※各地区担当理事・支部長・事務局（伊藤参事、宮坂技術顧問）が出席。

但し、北海道について事務局は出席なし。



全国農業協同組合（全農薬）の事業運営方針等について

1. 令和元年度事業報告

- 近年の事業収益の推移について
- 令和元年度事業報告
- 全農薬受発注システムの利用状況推移について

2. 全農薬事業運営方針

- 全農薬運営の3つの柱
- 農薬のイメージ向上
- 全農薬改革
- 農薬の輪を広げ、和を育む

全農薬ビルについて

築55年経過しているため、建物の維持・修繕コストの増大
 旧耐震基準の建物のため、耐震性能に難がある可能性？
 このまま放置出来ない状況になっている 何らかの対応が求められる



組合員の皆さま・組合にとって最善の方策は？

今後について

- 組合員の皆さまに現状をお知らせ(令和2年2月地区会議)
- 総務委員会にて、売却、買替、建替等の最良な方策を検討
 (専門家とのコンサルティング契約が必要？)
- 検討内容の公開(進捗状況のお知らせ)
- 最終的には総会での議決



全農薬ビルに対する方策と「メリット」「デメリット」

	売却	耐震化・リニューアル	建替え
メリット	- 売却によりまとまったキャッシュが手に入る（不動産市況が良い時期） - 特定資産を買換えた場合の圧縮記帳が可能 - 売却条件によっては立退き交渉不要	- 既存建物の資産価値を高めることができる - 建替えよりも建築費が安く、解体費もかからないため、投資額が少ない - 工事が短期間で済む - 工事内容によっては、仮移転なく工事することが可能	- マーケットに適応した商品計画が可能 - 新築ビルの付加価値あり - 金利や減価償却費を控除することにより節税が可能 - 不動産事業の見通しが立てやすい
デメリット	- 手放すと再度入手することは困難 - 売却に時間を要すケースもある - スケジュールの確定が困難 - 売却益に対して税金がかかる	- 階高など、物理的に改修できない点があり、新築ビル等と比べるとスเปックが劣化する - 建替えと比較し、賃料水準は低め - 場合によっては、テナントへの一時移転を含めた補償が必要となる - 耐震壁等の設置にレイアウトが制限される可能性がある - 今後も継続して建替えの検討が必要	- 耐震・リニューアルと比較し、多額の建設資金が必要 - 現テナントに対する補償の必要の可能性がある（立退き交渉） - 建替え事業中は収益が上げられず、仮移転も必要となる

全国農業協同組合 全国農業安全指導者協議会

6

皆さん自分の身になって考えましょう。

7. 新たに誕生した「農業安全コンサルタントリーダー」の皆さん

「農業安全コンサルタントリーダー（略称コンサルタントリーダー）」とは、地区会議で行われる「現場に役立つ技術講義」と全農薬本部で開催される「農業安全コンサルタントリーダー研修会」の両方の講義を受講し、本部で実施する試験に合格する必要があります。「現場に役立つ技術研修」を受講すると1講義あたり1ポイントが与えられ、「農業安全コンサルタントリーダー研修会」を受講すると6ポイント獲得できます。「コンサルタントリーダー」になるには、全部で10ポイントを獲得し、全農薬が実施する試験に合格する必要があります。本日認定された皆さんはこの難関を突破された皆さんです。

● 東北地区



● 関東・甲信越



●東海地区



●九州地区



※今回、北海道、北陸、中国・四国、近畿地区では該当者なし。

●各地区における「現場に役立つ技術講義」と講師の先生

北海道地区

- ・平成31年の発生に鑑み注意すべき病虫害、令和2年の普及奨励・指導参考となった農業技術の内容（病虫害関係）：
（地独）北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場 病虫部長 堀田治邦様
- ・北海道における鳥獣被害の現状と対策：
（地独）北海道立総合研究機構農業研究本部環境・地質本部自然環境生物多様性保全グループ
主査 上野真由美様

東北地区

- ・りんご黒星病の発生要因の解析：
岩手県農業研究センター（病虫害防除所）予察・防除チーム総括主任主査 猫塚修一様
- ・農業用ドローンの規制改革に係る関係通知について：
農林水産省東北農政局消費・安全部安全管理課課長補佐 佐藤茂雄様

関東・甲信越地区

- ・ネギの害虫（ネギクロバネキノコバエ）防除について：
埼玉県農業技術研究センター生産環境・安全管理研究担当 病虫害防除技術研究 小俣良介様
- ・山梨県で問題となる果樹・野菜の病虫害について：
山梨県総合農業技術センター環境部 作物病虫害科主任研究員 村上芳照様

北陸地区

- ・殺虫剤の有効な使用法と近年問題になっている害虫について：
一般社団法人日本植物防疫協会支援事業部 技術総括 曾根信三郎様
- ・石川県における近年の病虫害研究の取り組みについて：
石川県農林総合研究センター生物資源グループ 主任研究員 安達直人様

東海地区

- 三重県における最近の害虫について：
三重県農業研究所基盤技術研究室農産物安全安心研究課主幹研究員兼課長 西野実様
- 岐阜県で問題となった病害虫とその対策：
岐阜県病害虫防除所企画情報係長 堀之内勇人様

近畿地区

- 最近問題になっているチョウ目害虫について：
(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所食と農の研究部防除グループ主任研究員
金子修治様
- 再評価制度にかかる影響について：
日本農薬株式会社研究本部副本部長総合研究所 所長 元場一彦様

中国・四国地区

- 広島県における 2019 年のトビイロウンカの多発要因の解析：
広島県立総合技術研究所農業技術センター生産環境研究部 総括研究員 星野滋様
- 水稻用除草剤の上手な使い方：
(公財)日本植物調節剤研究協会岡山研究センター 所長 赤湯昌弘様

九州地区

- 近年問題となっている、病害虫防除のポイント：
宮崎県総合試験場生物環境部 特別研究員兼副部長 黒木修一様



全農薬事務局の人事

2月29日付	退職	参 事	伊藤昌純
4月 1日付	採用		鈴木 敦
4月 1日付	//	技術顧問	植草秀敏

行政からのお知らせ

令和2年2月26日

全国農薬協同組合理事長殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

関係団体の皆様方には、これまでも新型コロナウイルス感染症対策（感染の拡大防止に向けた行動）にご協力いただいているところではありますが、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論され、昨日の厚生労働大臣記者会見においてイベントの開催の取扱い等や新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、テレワークや時差出勤の推進に向けた取組について別紙のとおり示されたところです。

つきましては、内容をご了解の上、各種イベント開催、テレワーク及び時差出勤の推進に当たっての検討の参考としていただきますようお願いいたします。

以上、お手数をおかけしまして恐縮ですが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

別紙

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安が

ら適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

- 感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。

- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。

- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。

- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

（1）国民・企業・地域等に対する情報提供

① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。

- 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供

- 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底

- 発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ

- 感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等

② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。

③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよ

う要請する。

④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。

⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

（２）国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生動向調査））

ア）現行

① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。

③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ）今後

○ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

（３）感染拡大防止策

ア）現行

① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に 関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ）今後

① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、

- ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。

- ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。

② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

（４）医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア）現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24 時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

（５）水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

三菱重工業長崎造船所で建造された、「ダイヤモンド・プリンセス号」



ダイヤモンドプリンセス（Diamond Princess）とはイギリス P&O 社が所有し、アメリカのプリンセス・クルーズ社によって運航されている外航クルーズ客船。

オカメザクラ（阿亀桜（おかめざくら））

品種名：オカメ（*Prunus incamp* cv. Okame）



オカメザクラはバラ科サクラ属の落葉小低木でサクラの園芸品種。早咲きのサクラの一つで1947年英国の桜研究家コリングウッド・イングラムが英国でカンヒザクラとマメザクラ（富士桜）を交配して作った交雑種。名前は「おかめひよっこ」の「おかめ」に由来する。

今（2月28日）、日本橋室町辺では、オカメザクラの花が満開を迎えている。オカメザクラは淡い紅色をした早咲きの桜で2006年に日本橋「あじさい通り」に26本が植えられ、現在は植樹を本町4丁目まで延長し約700メートルのサクラ並木が続く。

「あじさい通り」は「コレド室町」東側にある静かな裏通り。日中、人通りはまばらだが、昼休みの街頭で

は一足早い春の訪れにサラリーマンやOLが満開のオカメザクラにスマホのカメラを向けていた。



オカメザクラは、花色が濃くて華やかでありながらも、樹高が大きにならないことから、日本橋のような人通りの多い場所の街路樹や狭い庭のシンボルツリーとして使われる。原種となるサクラは日本のものだが、これを作出したのは英国の園芸界で「チェリー・イングラム」として知られるコリングウッド・イングラム氏だ。彼は日本の桜に惚れ込む一方、関東大震災後に近代化が進む日本を憂い、多様な日本のサクラを英国ケント州の自宅で保存しようと活動した。開花は、カンザクラより1ヶ月ほど遅く、ソメイヨシノより2週間ほど早い。

日本国内のオカメザクラの名所としては神奈川県小田原市の根府川、京都の長徳寺、大阪の鶴見緑地、東京日本橋のあじさい通りなどがある。

花言葉：「しとやか」「高尚」